

破綻金融機関の処理のために講じた 措置の内容等に関する報告

平成19年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出す
る。

目 次

I	はじめに	1
II	足利銀行に係る特別危機管理	
1.	経緯	1
2.	平成 19 年 4 月 1 日以降に行われた諸措置	
(1)	経営に関する計画の履行状況の報告	2
(2)	特別危機管理終了に向けた取組み	2
III	管理を命ずる処分等の状況	3
IV	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
1.	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
(1)	金銭の贈与	3
(2)	資産の買取り	3
(3)	優先株式等の引受け等	4
2.	公的資金の使用状況	
(1)	一般勘定	5
(2)	金融再生勘定	5
(3)	金融機能早期健全化勘定	5
(4)	危機対応勘定	6

(5) 金融機能強化勘定	6
------------------------	---

参考

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく
経営健全化計画に係るフォローアップ 7
2. 組織再編成促進特別措置法に基づく
経営基盤強化計画に係るフォローアップ 7
3. 金融機能強化法に基づく
経営強化計画に係るフォローアップ 7

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成19年12月

I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について平成19年4月1日以降9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

II 足利銀行に係る特別危機管理

1. 経緯

足利銀行については、平成19年3月31日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 預金保険法第102条第1項第3号に定める措置（以下「第3号措置」という。）を講ずる必要がある旨の認定及び預金保険機構が足利銀行の株式を取得することの決定（以下「特別危機管理開始決定」という。）（平成15年11月29日）
- ・ 第3号措置を講ずる必要がある旨の認定及び特別危機管理開始決定の公告（平成15年12月1日）
- ・ 新経営陣の指名及び選任（平成15年12月16日及び25日）

（参考）平成16年6月28日、足利銀行の定時株主総会が開催され、同行は「委員会等設置会社」に移行された。

- ・ 経営に関する計画の提出（平成16年2月6日及び6月11日）
- ・ 足利銀行の内部調査委員会の設置（平成16年2月13日）
- ・ 預金保険機構による資産の買取り（平成16年8月23日、平成17年3月22日、平成18年2月6日）
- ・ 業務及び財産の状況等に関する報告の提出（平成16年10月8日）
- ・ 特別危機管理開始決定の公告時における資産及び負債の状況の公表（平成16年10月8日）
- ・ 経営に関する計画の履行状況の報告の提出（平成16年12月1日、平成17年5月25日、11月25日、平成18年5月24日、11月22日）
- ・ 旧経営陣等に対する責任追及（平成17年2月4日に旧取締役に対し、9月16日に旧監査役及び旧会計監査人に対し民事訴訟を提起）
- ・ 足利銀行の受皿について具体的な検討の開始（平成18年9月1日）
- ・ 足利銀行の受皿候補の募集（平成18年11月2日。応募書類の提出期限：12月15日）
- ・ 応募書類の審査を通過した受皿候補に対する事業計画書の提出要請（平成19年1月30日。事業計画書の提出期限：3月30日）

2. 平成19年4月1日以降に行われた諸措置

（1）経営に関する計画の履行状況の報告

平成19年5月9日、預金保険法第115条の規定に基づき、金融庁より足利銀行に対し、平成19年3月期における経営に関する計画の履行状況の報告が命じられ、5月21日、同行より同報告が提出された。

（注）足利銀行の経営に関する計画の履行状況については〔参考Ⅱ－2－1〕参照。

（2）特別危機管理終了に向けた取組み

受皿候補から提出された事業計画書の審査を行い、平成19年9月21日、これを通過した者に対して、足利銀行の企業価値の評価を実施した上で譲受条件等を提出するよう要請した（譲受条件等の提出期限：11月22日）。

（注）足利銀行の受皿候補に対する譲受条件等の提出要請については〔参考Ⅱ－2－2〕参照。

III 管理を命ずる処分等の状況

報告対象期間中（平成19年4月1日から9月30日までの間、以下同じ。）に金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われていない。

IV 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

（1）金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への事業譲渡等に際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助は、報告対象期間中はなかった。

なお、これまでの累計は18兆6,114億円となっており、このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は7兆1,966億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は11兆4,148億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

（2）資産の買取り

預金保険機構による破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中はなく、これまでの累計で6兆4,513億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は、従来は特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後においては一般勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

(3) 優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

（注）金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）までとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。

預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金により行われているものである。

- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成16年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定（下記④参照）に帰属することとなった。

（注）組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成16年7月31日までとなっている。

- ④ 預金保険機構による金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で405億円となっている。

金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能強化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れで調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

2. 公的資金の使用状況

(1) 一般勘定

① 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を經理することとされている。一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成19年度の保険料率は決済用預金0.110%、一般預金等0.080%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができるとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

一般勘定の借入金等の残高は、平成19年9月末で2兆101億円（民間金融機関等借入金1,301億円、預金保険機構債1兆8,800億円）となっている。

（注）特例業務勘定（ペイオフコストを超える特別資金援助等を經理）は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に引き継がれた。

(2) 金融再生勘定

① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができるとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成19年9月末で1兆9,894億円（民間金融機関等借入金194億円、預金保険機構債1兆9,700億円）となっている。

(3) 金融機能早期健全化勘定

① 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができ

ることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成19年9月末で2兆円（預金保険機構債2兆円）となっている。

（4）危機対応勘定

① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を経理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

危機対応勘定の借入金等の残高は、平成19年9月末で1兆9,193億円（民間金融機関等借入金3,193億円、預金保険機構債1兆6,000億円）となっている。

（5）金融機能強化勘定

① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れの残高

金融機能強化勘定の借入金の残高は、平成19年9月末で462億円となっている。

（注）金融機関等経営基盤強化勘定（組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理）は平成16年度末に廃止され、同勘定の借入金残高60億円は金融機能強化勘定に引き継がれた。

（注）預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考IV〕参照。

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 公的資本増強行 6 行により経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画が平成19年 8 月10日に公表された（経営健全化計画は、原則として 4 ヶ年間計画であり、2 年を経過する時期に新たな計画の策定を求めることとされている）。

（注）上記公表資料については〔参考 V－1－1〕参照。

- ・ 平成19年 3 月期の経営健全化計画の履行状況報告が、平成19年 8 月10日に公表された。

（注）上記公表資料については〔参考 V－1－2〕参照。

- ・ 平成19年 3 月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた新生銀行については、金融機能早期健全化法第20条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められたことから、同項及び銀行法第26条第 1 項に基づき、平成19年 6 月28日に業務改善命令を発出した。

（注）上記公表資料については〔参考 V－1－3〕参照。

2. 組織再編成促進特別措置法に基づく経営基盤強化計画に係るフォローアップ

- ・ 関東つくば銀行から提出された平成19年 3 月期の経営基盤強化計画の履行状況報告が、平成19年 8 月10日に公表された。

（注）経営基盤強化計画履行状況報告の概要については、〔参考 V－2〕参照。

3. 金融機能強化法に基づく経営強化計画に係るフォローアップ

- ・ 紀陽ホールディングス及び豊和銀行から提出された平成19年 3 月期の経営強化計画の履行状況報告が、平成19年 8 月10日に公表された。

（注）経営強化計画履行状況報告の概要については〔参考 V－3〕参照。